

一般廃棄物処理業（収集、運搬業）許可証

住 所 東伯郡琴浦町大字八幡174番地1  
法人名 株式会社 赤碕トランスネット  
氏 名 代表取締役 岡崎 博紀



令和4年3月3日付けで申請のあった一般廃棄物の収集・運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成8年三朝町条例第10号）第24条の規定により、次の条件を付して許可する。

令和4年3月7日

三朝町長 松浦 弘幸



記

- 1 事業の種類 一般廃棄物の収集及び運搬
- 2 事業の区域 三朝町全域
- 3 取り扱う一般廃棄物の種類 一般廃棄物（ごみ）
- 4 許可の期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 許可の条件
  - ① 収集した廃棄物は、鳥取中部ふるさと広域連合立ほうきリサイクルセンター及び株式会社鳥取再資源化研究所へ搬入すること。
  - ② 申請書に記載された以外のごみ及び市町村間の混載はしないこと。
  - ③ 関係法令を遵守すること。
  - ④ 収集運搬（搬入）実績報告書を翌月10日までに提出すること。
  - ⑤ 許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消す。
  - ⑥ その他町長が必要と認める条件を遵守すること。